

横須賀市報

第1854号

発行日 毎月 10日 25日	発行所 横須賀市役所 編集兼 发行人 印刷所	横須賀市小川町11番地 横須賀市長 上地克明 有限公司印刷所
-------------------------	------------------------------------	---

目 次

条 例	
◇横須賀市議会の個人情報の保護に関する条例	15051
規 則	
◇横須賀市放課後児童クラブ設置条例施行規則中一部改正	15058
◇建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行取扱規則中一部改正	15059
◇都市の低炭素化の促進に関する法律施行取扱規則中一部改正	"
◇給食施設の栄養管理に関する条例等施行取扱規則中一部改正	"
告 示	
◇指定障害福祉サービス事業者の指定について	15070
◇浦賀コミュニティセンターの一部の供用の休止について	"
◇鴨居コミュニティセンターの一部の供用の休止について	"
◇除却広告物等の保管について	"
◇放置自転車等の移動について	"
◇道路区域決定及び供用開始について	15071
◇指定管理者の指定について	"
◇猿島公園の供用の休止について	"
◇久里浜1丁目公園の供用の再開について	"
公 告	
◇債権差押調書の公示送達	15072
◇配当計算書の公示送達	"
◇公壳通知書の公示送達	"
◇介護保険料に係る配当計算書の公示送達	"
◇国民健康保険料に係る配当計算書の公示送達	"
◇介護保険料納入通知書の公示送達	"
◇介護保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書の公示送達	"
◇介護保険料の督促状の公示送達	"
◇国民健康保険料の決定通知書の公示送達	"
◇国民健康保険料の変更通知書の公示送達	"
◇国民健康保険料の督促状の公示送達	15073
◇後期高齢者医療保険料の納入通知書の公示送達	"
◇後期高齢者医療保険料の督促状の公示送達	"
◇国民健康保険料に係る債権差押調書の公示送達	"
◇自動車臨時運行許可番号標の無効について	"
◇緑地協定区域への加入について	"
◇農用地利用集積計画について	"
◇農用地利用集積計画について	15074
上下水道企業管理規程	
◇上下水道局公文書管理規程中一部改正	15075
◇上下水道局公印規程中一部改正	"
教育委員会告示	
◇教育委員会定例会の招集について	"
◇横須賀市立南図書館の供用の休止について	"
選挙管理委員会告示	
◇選挙権を有する方の50分の1の数について	"
◇選挙権を有する方の3分の1の数について	"
◇選挙権を有する方の6分の1の数について	"
正 誤	

条 例

横須賀市議会の個人情報の保護に関する条例をここに公布する。

令和4年12月19日

横須賀市長 上地克明

横須賀市条例第61号（令和4年12月19日掲示済）

横須賀市議会の個人情報の保護に関する条例

目次

第1章 総則（第1条—第3条）
第2章 個人情報等の取扱い（第4条—第16条）
第3章 個人情報ファイル（第17条）
第4章 開示、訂正及び利用停止
第1節 開示（第18条—第30条）
第2節 訂正（第31条—第37条）
第3節 利用停止（第38条—第43条）
第4節 審査請求（第44条—第46条）
第5章 雜則（第47条—第52条）
第6章 罰則（第53条—第57条）

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、議会における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
- (2) 個人識別符号が含まれるもの

2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、議長が定めるものをいう。

- (1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの
- (2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

- 3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして議長が定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- 4 この条例において「保有個人情報」とは、議会局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、横須賀市情報公開条例（平成13年横須賀市条例第4号。以下「情報公開条例」という。）第2条第2号に規定する公文書（以下単に「公文書」という。）に記録されているものに限る。
- 5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
- (1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの
 - (2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるよう体系的に構成したもの
- 6 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- 7 この条例において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。
- (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
 - (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 8 この条例において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をあって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。
- (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
 - (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 9 この条例において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。
- 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- 11 この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。
- 12 この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）別表第1に掲げる法人をいう。
- 13 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行

- 政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。
- （議会の責務）
- 第3条 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 第2章 個人情報等の取扱い
- （個人情報の保有の制限等）
- 第4条 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第12条第2項第2号及び第3号並びに第4章において同じ。）の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。
- 2 議会は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。
- 3 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行はなければならない。
- （利用目的の明示）
- 第5条 議会は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。
- (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
 - (2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
 - (3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。
- （不適正な利用の禁止）
- 第6条 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。
- （適正な取得）
- 第7条 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。
- （正確性の確保）
- 第8条 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。
- （安全管理措置）
- 第9条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- 2 前項の規定は、議会に係る個人情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。
- （従事者の義務）
- 第10条 個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、前条第2項の業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下この条及び第53条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
- （漏えい等の通知）
- 第11条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして議長が定めるものが生じたときは、本人に対し、議長が定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。
- (2) 当該保有個人情報に第20条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。
(利用及び提供の制限)
- 第12条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるとときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。
- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- (3) 市の機関（横須賀市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年横須賀市条例第46号。以下「施行条例」という。）第3条第1項に規定する市の機関をいう。）、法第2条第8項に規定する行政機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になると、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。
- 3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。
- 4 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を議会局の特定の組織又は職員に限るものとする。
- 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は、適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第1項	議会は、法令に基づく場合を除き	議会は
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第12条第2項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第12条第2項第1号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
		、第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規

第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第38条第1項第2号	第12条第1項及び第2項	番号利用法第19条

（保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第13条 議長は、利用目的のために又は前条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第14条 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（仮名加工情報の取扱いに係る義務）

第15条 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条及び第49条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。

2 議長は、その取り扱い仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

4 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって議長が定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

5 前各項の規定は、議会に係る仮名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（匿名加工情報の取扱いに係る義務）

第16条 議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた

- 個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 2 議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議長が定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 前2項の規定は、議会に係る匿名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。
- 第3章 個人情報ファイル
(個人情報ファイル簿の作成及び公表)
- 第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。
- (1) 個人情報ファイルの名称
 - (2) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
 - (3) 個人情報ファイルの利用目的
 - (4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下この条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第1号カにおいて同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（次項第2号において「記録範囲」という。）
 - (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この条において「記録情報」という。）の収集方法
 - (6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
 - (7) 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
 - (8) 次条第1項、第31条第1項又は第38条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
 - (9) 第31条第1項ただし書又は第38条第1項ただし書に該当するときは、その旨
- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
- (1) 次に掲げる個人情報ファイル
 - ア 議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）
 - イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
 - ウ 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
 - エ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
 - オ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
 - カ 本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル
 - キ アからカまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル
 - (2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの
 - (3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル
 - 3 第1項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファ

イル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第4章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示

(開示請求権)

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」という。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この章及び第48条において「開示請求」という。）をすることができる。

(開示請求の手続)

第19条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「開示請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第20条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- (1) 開示請求者（第18条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第27条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂

行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるものの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

- ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
- イ 議会の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与えるおそれ若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

- ア 議長が第24条各項の決定（以下「開示決定等」という。）をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
- イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第21条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第22条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第23条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が

存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第24条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に關し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第5条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第25条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、第19条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第26条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から前条に規定する期間内にその全てについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、同条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

2 前条の規定による開示決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長が共に欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第27条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第45条第2項第3号及び第46条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他の議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他の議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第20条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第22条の規定により開示しようとするとき。

3 議長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をすると

きは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第45条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第28条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあっては、議長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 議長は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法等を申し出なければならない。

4 前項の規定による申出は、第24条第1項に規定する通知があった日から30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

（他の法令による開示の実施との調整）

第29条 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

（開示請求に係る手数料）

第30条 第28条第1項本文の規定による写しの交付に係る写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。

第2節 訂正

（訂正請求権）

第31条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第38条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この章において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

（1）開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

（2）開示決定に係る保有個人情報であって、第29条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第48条において「訂正請求」という。）をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

（訂正請求の手続）

第32条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「訂正請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

（1）訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

（2）訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

（3）訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であるこ

と（前条第2項の規定による訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の訂正義務）

第33条 議長は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

（訂正請求に対する措置）

第34条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限）

第35条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、第32条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限の特例）

第36条 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

（1）この条の規定を適用する旨及びその理由

（2）訂正決定等をする期限

2 前条の規定による訂正決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長が共に欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

（保有個人情報の提供先への通知）

第37条 議長は、第34条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第3節 利用停止

（利用停止請求権）

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

（1）第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第7条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

（2）第12条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第48条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(利用停止請求の手続)

第39条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「利用停止請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

- (1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他該保有個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の利用停止義務)

第40条 議長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置)

第41条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止しないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第42条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があつた日から14日以内にしなければならない。ただし、第39条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第43条 議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めることは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 利用停止決定等をする期限

2 前条の規定による利用停止決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長が共に欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

第4節 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第44条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に関する審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

(横須賀市情報公開・個人情報保護審査会への諮問)

第45条 前条に規定する審査請求があつたときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開条例第19条第1項に規定する横須賀市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定により諮問をした議長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第2号において同じ。）

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

3 情報公開条例第20条から第24条までの規定は、審査会の調査権限等、口頭意見陳述、意見書等の提出、調査審議手続の非公開及び答申書の送付等について準用する。この場合において、同条例第20条中「諮問実施機関」とあるのは「議会」と、同条第1項前段及び第3項中「当該諾否決定に係る公文書」とあるのは「当該開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報」と、同条第1項後段中「公文書の公開」とあるのは「保有個人情報の開示」と、同条第3項中「記録されている」とあるのは「含まれている」と、第23条中「手続（第17条第1項に規定する諮問に係るものに限る。）」とあるのは「手続」と読み替えるものとする。

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等）

第46条 第27条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第5章 雜則

(適用除外)

第47条 保有個人情報（情報公開条例に規定する非公開情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、前章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ確に開示請求等をすることができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

（個人情報等の取扱いに関する苦情処理）

第49条 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適かつ迅速な処理に努めなければならない。

（横須賀市個人情報保護運営審議会への諮問）

第50条 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、施行条例第14条第1項に規定する横須賀市個人情報保護運営審議会に諮問することができる。

（運用状況の公表）

第51条 議長は、毎年1回、議会におけるこの条例の運用状況

に、

放課後児童クラブの使用を必要とする理由	
---------------------	--

を

生活保護の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (年 月 日保護開始)
放課後児童クラブの使用を必要とする理由	
希望する放課後児童クラブの名称	

に

改める。

第2号様式中

ふりがな		生年月日		性別	
児童氏名					
決定区分	<input type="checkbox"/> 許可	<input type="checkbox"/> 不許可			

を

決定区分	<input type="checkbox"/> 許可	<input type="checkbox"/> 不許可	
ふりがな			
児童氏名		生年月日	
放課後児童クラブの名称			
使用許可期間			

に

改める。

第3号様式及び第4号様式中

	性別	
	性別	
	性別	

を

に改める。

第5号様式及び第6号様式中

	性別	
--	----	--

 を「

--

」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第74号(令和4年12月19日)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年12月19日

横須賀市長 上地克明

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

施行取扱規則の一部を改正する規則

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行取扱規則(平成28年横須賀市規則第54号)の一部を次のように改正する。

第4条の4第1項第2号イ中「第5条第1項」を「第6条第1項」に、「住宅性能評価書」を「設計住宅性能評価書」に、「が等級4」を「が等級5」に、「等級5」を「等級6」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第75号(令和4年12月19日)

都市の低炭素化の促進に関する法律施行取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年12月19日

横須賀市長 上地克明

都市の低炭素化の促進に関する法律施行取扱規則

の一部を改正する規則

都市の低炭素化の促進に関する法律施行取扱規則(平成24年横須賀市規則第63号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「第5条第1項に規定する住宅性能評価書」を「第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書」に、「等級4」を「等級5」に、「等級5」を「等級6」に改める。

第12条第2号イ中「住宅の品質確保の促進等に関する法律」を「品確法」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第76号

給食施設の栄養管理に関する条例等施行取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年12月26日

横須賀市長 上地克明

給食施設の栄養管理に関する条例等施行取扱規則

の一部を改正する規則

給食施設の栄養管理に関する条例等施行取扱規則(平成15年横須賀市規則第43号)の一部を次のように改正する。

第8号様式(表)から第12号様式(裏)までを次のように改める。

第8号様式(表)(第5条関係)

給食施設栄養管理報告書(学校用)
(1 特定給食施設 2 小規模特定給食施設)

年 月 日

(あて先) 横須賀市長

施設の名称		
所在 地	電話	FAX
管 理 者	(職名)	(氏名)

給食施設の栄養管理に関する条例第6条の規定により、次のとおり報告します。

運営単位	1 共同調理場	2 単独実施校	3 その他()						
給食の目的・目標 1 有 2 無	1 学校給食法第1条及び第2条 2 その他()								
組 織 1 有 2 無	組織図 1 有 2 無 【実施回数】()回 【構 成】1 管理者 2 給食主任 3 栄養教諭又は学校栄養職員 4 調理師・調理員 5 保護者 6 その他()合計 人 【目 的】1 給食及び栄養管理に関する課題及び問題の検討 2 管理者、他部門等との情報交換及び連携の場 3 苦情の処理 4 献立の検討 5 その他()								
運営方式 1 直営 2 委託	委託先	名 称 所 在 地 代 表 者 氏 名 (職名) (氏名) 施設担当責任者氏名 (職名) (氏名) 電 話	内線 【委託内容】1 献立作成 2 材料購入 3 調理 4 配膳 5 下膳 6 食器洗浄 7 施設外調理 8 栄養指導 9 その他()						
従事者(管理栄養士がいる施設にあっては管理栄養士、栄養士のみがいる施設にあっては栄養士1名の氏名を記入してください。)		従事者数(人)							
管理栄養士又は栄養士の氏名	免許の種類		勤務形態	管理栄養士	栄養士	調理師	調理員	その他	
	1 管理栄養士 2 栄養士	1 専任 2 兼任	施設側 常勤 非常勤 受託側 常勤 非常勤						
対象校	校	食 数 (1日当たり 平均食数)	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	その他	合計	
対象者数	人								
対象者(利用者)の把握 1 有 2 無 (年 月 現在)		学年区分	人	肥満(人)	やせ(人)	身長の把握 1 有 2 無			
			男	女	男	女	男	女	
								体重の把握 1 有 2 無	
								その他	
		* 肥満及びやせについては、学校保健統計調査方式(性別・年齢別・身長体重別標準体重)による評価方法を用いて、肥満度の判定基準に基づき、+20%以上を肥満、-20%以下をやせとして記入してください。							
摂取量の調査 1 有 2 無		【実施回数】()回 【方 法】1 残菜の調査 2 摂食量の調査 3 その他()							
給食形態等		1 単一給食	2 選択給食						
		特別給食	1 有 2 無						
		食物アレルギー対応	1 有 2 無						
		食堂又はランチルーム	1 有 2 無						
給食量の調整		1 有 2 無	食材料費	1人(11食 22食 31日)	当たり()円				

第8号様式（裏）

平均提供食品量・平均栄養量		1人1日（1朝食 2昼食 3夕食）当たり			
平均提供食品量	食品群	量	栄養素名	目標栄養量	
	穀類	ごはん	g	エネルギー (kcal)	
		パン	g	たんぱく質 (g)	
		麺	g	脂質 (g)	
	いも及びでんぶん類	g	カルシウム (mg)		
		砂糖及び甘味類	g	鉄 (mg)	
		豆類	g	ビタミンA(レチノール当量) (μg)	
	野菜類	緑黄色野菜	g	ビタミンB ₁ (mg)	
		その他の野菜	g	ビタミンB ₂ (mg)	
		野菜漬物類	g	ビタミンC (mg)	
	果実類	g	食物繊維 (g)		
		藻類	g	塩分(食塩相当量) (g)	
		魚介類	g	炭水化物エネルギー比 (%)	
	肉類	g	たんぱく質エネルギー比 (%)		
		卵類	g	脂質エネルギー比 (%)	
		乳類	g	*	
	油脂類	g	*		
		菓子類	g	*	
調理加工食品類		g	*の欄は、記載されている項目以外で算出している栄養素があれば記入してください。		
		【健康・栄養情報の提供方法】			
栄養教育 1有 2無	個別指導 人	1 献立表掲示又は配布 2 ポスター又はリーフレット 3 給食だより 4 その他 ()			
	栄養成分表示 1有 2無	1 エネルギー 2 たんぱく質 3 脂質 4 食塩相当量 5 その他 ()			
	テーマ献立の導入 1有 2無	1 疾病に配慮した献立 2 行事食 3 その他 ()			
給食日誌	1 有 2 無				
非常食糧等の備蓄 1有 2無	()人分を()日分				
	【献立表】 1 有 2 無				
	【保管場所】 1 廉房内 2 防災保管庫 3 その他 ()				
報告担当者	部門名	職名	氏名		
	所在地(施設の所在地と異なる場合)				
	電子メールアドレス				
	電子メールでの連絡可能か 1 可 2 不可				

備考 それぞれ該当するところに○印、数字等を記入してください。

第9号様式(表)(第5条関係)

給食施設栄養管理報告書(病院用)
(1 特定給食施設 2 小規模特定給食施設)

年 月 日

(あて先) 横須賀市長

施設の名称		
所在 地	電話	FAX
管 理 者 (職名)	(氏名)	

給食施設の栄養管理に関する条例第6条の規定により、次のとおり報告します。

施設種別	1 病院	2 その他()	健康増進法第21条第1項による指定	1 有	2 無			
栄養管理部門の理念・方針・目標	1 治療効果を上げる満足感のある食事づくり 2 退院後の健康の保持増進 3 その他()							
1 有 2 無	組織図 (栄養管理・給食部門の位置付け)	部 門	1 栄養部 2 診療部 3 事務部 4 その他()					
責任者		(職名) (氏名)	電話	FAX				
組織図		1 有 2 無						
栄養管理等について検討する会議	<p>【実施回数】 () 回</p> <p>【構 成】 1 管理者 2 医師 3 管理栄養士 4 栄養士 5 調理師又は調理員 6 患者 7 給食事務 8 その他() 合計 人</p> <p>【目 的】 1 給食及び栄養管理に関する課題及び問題の検討 2 管理者、他部門等との情報交換及び連携の場 3 苦情の処理 4 献立の検討 5 その他()</p>							
1 有 2 無	運営方式 1 直営 2 委託	委託先	名 称					
所 在 地								
代 表 者 氏 名		(職名) (氏名)						
施 設 担 当 責 任 者 氏 名		(職名) (氏名)						
電 話		内線						
【委託内容】 1 献立作成 2 材料購入 3 調理 4 配膳 5 下膳 6 食器洗浄 7 施設外調理 8 栄養指導 9 その他()								
従事者(管理栄養士又は栄養士の代表者氏名を記入してください。)	従事者数(人)							
管 理 栄 養 士 又 は 栄 養 士 の 氏 名	免 許 の 種 類	勤務形態	管 理 栄 養 士	栄 養 士	調 理 師	調 理 員	給 食 事 務	そ の 他
	1 管理栄養士 2 栄養士	1 専任	施設側常勤					
		2 兼任	非常勤					
従事者の研修会	【実施回数】 () 回 主な研修内容: ()							
1 有 2 無								
食 数 (1日当たり平均食数)(食)	病床数	朝食	昼食	夕食	その他の()	1日総食数		
一 般 病 棟						食		
特 別 病 棟								
療 養 型 病 棟								
そ の 他								
合 計								
対象者(利用者)の把握 1 有 2 無 (年 月 現在)		栄養状態のアセスメント (標準体重、肥満度、体格指 数、皮下脂肪厚、血液検査等 の身体計測調査による栄養状 態の総合評価) 1 有 2 無			【身体計測調査等の項目と対象者】			

第9号様式（裏）

栄養補給法		1 経口栄養法 2 経腸栄養法	人 人	約束食事せん	1 有 1 病態別 2 無 2 成分栄養別		
食種	一般食	1 常食 3 流動食	人 人	2 軟食 4 その他()	人 人		
		加算対象食	人 数	加算対象食	人 数		
			人		人		
	特別食 加算対象食		人		人		
			人		人		
			人		人		
摂取量の調査 1 有 2 無		【実施回数】()回 【方法】1 残菜の調査 2 摂食量の調査 3 その他()					
平均提供食品量・平均栄養量 1人1日当たり							
平均提供食品量	食品群	量	平均栄養量	栄養素名	目標栄養量	提供栄養量	
	穀類	ごはん		g	エネルギー (kcal)		
		パン		g	たんぱく質 (g)		
		麺		g	脂質 (g)		
	いも及びでんぶん類			g	カルシウム (mg)		
		砂糖及び甘味類		g	鉄 (mg)		
		豆類		g	ビタミンA (レチノール当量) (μg)		
	野菜類	緑黄色野菜		g	ビタミンB ₁ (mg)		
		その他の野菜		g	ビタミンB ₂ (mg)		
		野菜漬物類		g	ビタミンC (mg)		
	果実類			g	食物繊維 (g)		
		藻類		g	塩分 (食塩相当量) (g)		
		魚介類		g	炭水化物エネルギー比 (%)		
	肉類			g	たんぱく質エネルギー比 (%)		
		卵類		g	脂質エネルギー比 (%)		
		乳類		g	*		
	油脂類			g	*		
		菓子類		g	*		
調理加工食品類		g	*の欄は、記載されている項目以外で算出している栄養素があれば記入してください。				
食材料費 1人1食当たり ()円							
栄養成分表示 1 エネルギー 3 脂質 4 食塩相当量 1 有 2 無 5 その他()		非常食糧等の備蓄		()人分を ()日分 【献立表】 1 有 2 無 【保管場所】 1 廉房内 2 防災保管庫 3 その他()			
栄養教育 1 有 2 無		入院 個別指導 集団指導	外来 人 回 人	訪問 人 回 人	【栄養教育の内容】		
報告担当者		部門名 職名 氏名 所在地 (施設の所在地と異なる場合に記入してください。) 電子メールアドレス 電子メールでの連絡可能か 1 可 2 不可					

備考 それぞれ該当するところに○印、数字等を記入してください。

第10号様式（表）（第5条関係）

給食施設栄養管理報告書（社会福祉・介護保険施設用）
 (1 特定給食施設 2 小規模特定給食施設)

年　月　日

(あて先) 横須賀市長

施設の名称		
所在 地		
電話		FAX
管 理 者	(職名) (氏名)	

給食施設の栄養管理に関する条例第6条の規定により、次のとおり報告します。

施設種別	1 社会福祉施設 2 介護保険施設 (1 老人保健 2 老人福祉)	健康増進法第21条第1項による指定	1 有 2 無			
栄養管理部門の理念・方針・目標	1 利用者の生活の質 (QOL) の向上を目指す 2 生活習慣病の予防を図る 3 望ましい食生活を体験する 4 その他 ()					
組織 (栄養管理・給食部門の位置付け)	部 門	1 栄養部 2 診療部 3 事務部 4 その他 ()				
	責任者	(職名) (氏名)				
		電話	FAX			
	組織図	1 有 2 無				
栄養管理等について検討する 会議	【実施回数】 () 回 【構成】 1 管理者 2 給食担当者 3 管理栄養士 4 栄養士 5 調理師/調理員 6 利用者 7 介護担当者 8 その他 () 合計 人					
1 有 2 無	【目的】 1 給食及び栄養管理に関する課題及び問題の検討 2 管理者、他部門等との情報交換及び連携の場 3 苦情の処理 4 献立の検討 5 その他 ()					
運営方式	1 直営 2 委託	名 称				
		所 在 地				
		代 表 者 氏 名	(職名)	(氏名)		
		施設担当責任者氏名	(職名)	(氏名)		
		電 話	内線			
		【委託内容】 1 献立作成 2 材料購入 3 調理 4 配膳 5 下膳 6 食器洗浄 7 施設外調理 8 栄養指導 9 その他 ()				
従事者 (管理栄養士がいる施設にあっては管理栄養士、栄養士のみがいる施設にあっては栄養士1名の氏名を記入してください。)			従事者数 (人)			
管理栄養士又は 栄養士の氏名	免 許 の 種 類	勤務形態	管 理 栄 養 士	栄 養 士	調 理 師	
	1 管理栄養士 2 栄養士	1 専任	施 設 側	常 勤		
		2 兼任	受 託 側	非常勤		
従事者の研修会	【実施回数】 () 回					
1 有 2 無	主な研修内容： ()					
食 数 (1日当たり平均食数) (食)						
入 所 者	定員	朝食	昼食	夕食	その他の ()	1日総食数
短 期 入 所 者						
デ イ サ ー ビ ス						
配 食 サ ー ビ ス						
そ の 他						
合 計						
対象者(利用者)の把握 1 有 2 無 (年 月現在)		性別	歳 (人)	歳 (人)	歳 (人)	歳 (人) 対象者(利用者) 数総合計
男						
女						

第10号様式（裏）

身体状況の把握		【身長の把握】 1 有 2 無		【体重の把握】 1 有 2 無			
		【体格指数(BMI)】体重(kg)÷身長(m ²) 25以上(肥満) % 18.5未満(やせ) %		【疾病状況】 1 脂質異常症(%) 2 高血圧症(%) 3 糖尿病(%) 4 貧血(%) 5 低アルブミン血症(%) 6 その他(: %)			
栄養補給法		経口栄養法 人		約束食せん 1 有 2 無			
		経腸栄養法 人		1 病態別 2 成分栄養別			
食種		1 常食 人	療養食加算 対象食	加算対象食 人數			
		2 軟食 人					
		3 流動食 人					
		4 その他() 人					
栄養マネジメント加算等		1 栄養マネジメント強化加算 5 その他()	2 療養食加算 3 経口移行加算 4 経口維持加算I・II				
摂取量の調査 1 有 2 無		【実施回数】()回 【方法】1 残菜の調査 2 摂食量の調査 3 その他()					
給食量の調整 1 有 2 無		食材料費 1人(1食 2食 1日)当たり 円					
平均提供食品量・平均栄養量		1人1日()当たり					
平均提供食品量	食品群 穀類		量 g	栄養素名 エネルギー (kcal)	目標栄養量	提供栄養量	
	ごはん			たんぱく質 (g)			
	パン			脂質 (g)			
	麺			カルシウム (mg)			
	いも及びでんぶん類			鉄 (mg)			
	砂糖及び甘味類			ビタミンA(レチノール当量) (μg)			
	豆類			ビタミンB ₁ (mg)			
	野菜類			ビタミンB ₂ (mg)			
	緑黄色野菜			ビタミンC (mg)			
	その他の野菜			食物繊維 (g)			
	野菜漬物類			塩分(食塩相当量) (g)			
	果実類			炭水化物エネルギー比 (%)			
	藻類			たんぱく質エネルギー比 (%)			
	魚介類			脂質エネルギー比 (%)			
	肉類			*			
	卵類			*			
	乳類			*			
	油脂類						
菓子類							
調理加工食品類							
*の欄は、記載されている項目以外で算出している栄養素があれば記入してください。							
栄養教育 1 有 2 無	入所者	通所者	【栄養教育の内容】		給食日誌 1 有 2 無	1 有 2 無	
	個別指導	人			栄養成分表示 1 有 2 無	1 エネルギー 2 たんぱく質 3 脂質 4 食塩相当量 5 その他()	
	集団指導	回 人					
テーマ献立の導入 1 有 2 無		1 疾病に配慮した献立 2 行事食 3 その他()		非常食糧等の備蓄 1 有 2 無	()人分を()日分 【献立表】 1 有 2 無 【保管場所】 1 廉房内 2 防災保管庫 3 その他()		
報告担当者		部門名 所在地(施設の所在地と異なる場合に記入してください。)					

備考 それぞれ該当するところに○印、数字等を記入してください。

第11号様式（表）（第5条関係）

給食施設栄養管理報告書（保育所・児童福祉施設用）
(1 特定給食施設 2 小規模特定給食施設)

年 月 日

(あて先) 横須賀市長

施設の名称		
所在 地		
管 理 者	(職名)	(氏名)

給食施設の栄養管理に関する条例第6条の規定により、次のとおり報告します。

施設種別	1 保育所 2 児童福祉施設 3 その他 ()	健康増進法第21条第1項による指定	1 有 2 無						
栄養管理部門の理念・方針・目標	1 楽しい食生活を体験させる 2 健康な身体づくりを目指す 3 充分な栄養素を確保させる 4 その他 ()								
組織 (栄養管理・給食部門の位置付け)	部 門	1 栄養部 2 事務部 3 診療部 4 その他 ()							
	責任者	(職名) (氏名)							
	電話		FAX						
	組織図	1 有 2 無							
栄養管理等について検討する会議	【実施回数】 () 回 【構 成】 1 管理者 2 給食主任 3 管理栄養士 4 栄養士 5 調理師又は調理員 6 保護者 7 その他 () 合計 人 【目 的】 1 給食及び栄養管理に関する課題及び問題の検討 2 管理者、他部門等との情報交換及び連携の場 3 苦情の処理 4 献立の検討 5 その他 ()								
運営方式	委託先	名 称							
		所 在 地							
		代 表 者 氏 名	(職名) (氏名)						
		施設担当責任者氏名	(職名) (氏名)						
		電 話	内線						
		【委託内容】 1 献立作成 2 材料購入 3 調理 4 配膳 5 下膳 6 食器洗浄 7 施設外調理 8 栄養指導 9 その他 ()							
従事者（管理栄養士がいる施設にあっては管理栄養士、栄養士のみがいる施設にあっては栄養士1名の氏名を記入してください。）			従事者数 (人)						
管理栄養士又は栄養士の氏名	免許の種類	勤務形態	管理栄養士 栄養士 調理師 調理員 その他						
	1 管理栄養士	1 専任	常勤						
			非常勤						
	2 栄養士	2 兼任	常勤						
			非常勤						
食 数 (1日当たり平均食数) (食)	年齢区分	朝食	昼食	夕食	その他 ()	合 計			
	合 計								
対象者（利用者）の把握	年齢区分	男 (人)	女 (人)	肥満男 (人)	肥満女 (人)	やせ男 (人)	やせ女 (人)	身長の把握	1 有 2 無
								体重の把握	1 有 2 無
								疾病等状況等	
1 有 2 無								食物アレルギー	人
年 月現在								その他 ()	人
*肥満及びやせについては、3~5歳は幼児身長体重曲線、6~17歳は学校保健統計調査方式、18歳以上は体格指数(BMI)による評価方法を用いて、肥満度の判定基準に基づき、記入してください。									

第11号様式（裏）

第11号様式（裏）

摂取量の調査		【実施回数】()回				
1 有 2 無		【方法】1 残菜の調査 2 摂食量の調査 3 その他 ()				
給食形態等		離乳食()食・幼児食()食		夕食給食 1 有 2 無		
		一般食()食		食物アレルギー対応 1 有 2 無		
		補食給食 1 有 2 無		食堂又はランチルーム 1 有 2 無		
給食量の調整 1 有 2 無		食材料費1人()当たり()円				
平均提供食品量・平均栄養量 1人1日 (1朝食 2昼食 3夕食) 当たり						
平均提供食品量	食品群		量	栄養素名	目標栄養量	提供栄養量
	穀類	ごはん	g	エネルギー (kcal)		
		パン	g	たんぱく質 (g)		
		麺	g	脂質 (g)		
	いも及びでんぶん類		g	カルシウム (mg)		
			g	鉄 (mg)		
			g	ビタミンA(レチノール当量) (μg)		
	砂糖及び甘味類		g	ビタミンB ₁ (mg)		
			g	ビタミンB ₂ (mg)		
			g	ビタミンC (mg)		
	豆類		g	食物繊維 (g)		
		緑黄色野菜	g	塩分 (食塩相当量) (g)		
		その他の野菜	g	炭水化物エネルギー比 (%)		
	野菜漬物類		g	たんぱく質エネルギー比 (%)		
			g	脂質エネルギー比 (%)		
			g	*		
	果実類		g	*		
			g	*		
		g	*			
藻類		g	*			
		g	*			
		g	*			
魚介類		g	*			
		g	*			
		g	*			
肉類		g	*			
		g	*			
		g	*			
卵類		g	*			
		g	*			
		g	*			
乳類		g	*			
		g	*			
		g	*			
油脂類		g	*			
		g	*			
		g	*			
菓子類		g	*			
		g	*			
		g	*			
調理加工食品類 g						
※の欄は、記載の項目以外で算出している栄養素があれば記入してください。						
栄養成分表示		1 エネルギー 2 たんぱく質 3 脂質 4 食塩相当量 5 その他 ()				
1 有 2 無		個別指導 栄養教育 1 有 2 無	人 【健康・栄養情報の提供方法】 1 献立表掲示又は配布 2 ポスター又はリーフレット 3 給食だより 4 その他 ()	給食日誌	1 有 2 無	
				テーマ献立の導入 1 有 2 無	1 疾病に配慮した献立 2 行事食 3 その他 ()	
非常食糧等の備蓄 1 有 2 無		()人分を ()日分 【献立表】 1 有 2 無 【保管場所】 1 厨房内 2 防災保管庫 3 その他 ()				
報告担当者		部門名 職名 氏名 所在地 (施設の所在地と異なる場合に記入してください。) 電子メールアドレス 電子メールでの連絡可能か 1 可 2 不可				

備考 それぞれ該当するところに○印、数字等を記入してください。

第12号様式（表）（第5条関係）

給食施設栄養管理報告書（事業所・寄宿舎・その他用）

(1 特定給食施設 2 小規模特定給食施設)

年 月 日

(あて先) 横須賀市長

施設の名称	
所在 地	電話 FAX
管 理 者	(職名) (氏名)

給食施設の栄養管理に関する条例第6条の規定により、次のとおり報告します。

施設種別	1 事業所 2 寄宿舎 3 その他	健康増進法第21条第1項による指定	1 有 2 無					
栄養管理部門の理念・方針・目標 1 有 2 無	1 利用者の健康増進及び生活習慣病の予防を図る 2 こころのゆとり、精神的安定を得る 3 食費の軽減を図る 4 その他 ()							
組織 (栄養管理・給食部門の位置付け) 1 有 2 無	部 門 責任者	1 福利厚生部門 2 総務部門 3 庶務部門 4 その他 () (職名) (氏名) 電話 FAX	組織図 1 有 2 無					
栄養管理等について検討する会議 1 有 2 無	<p>【実施回数】 () 回</p> <p>【構 成】 1 管理者 2 栄養管理部門責任者 3 管理栄養士 4 栄養士 5 調理師又は調理員 6 利用者 7 健康管理担当者 8 その他 () 合計 人</p> <p>【目 的】 1 給食及び栄養管理に関する課題及び問題の検討 2 管理者、他部門等との情報交換及び連携の場 3 苦情の処理 4 献立の検討 5 その他 ()</p>							
運営方式 1 直営 2 委託	委託先	名 称						
		所 在 地						
	代 表 者 氏 名	(職名) (氏名)						
	施設担当責任者氏名	(職名) (氏名)						
	電 話	内線						
【委託内容】		1 献立作成 2 材料購入 3 調理 4 配膳 5 下膳 6 食器洗浄 7 施設外調理 8 栄養指導 9 その他 ()						
従事者 (管理栄養士がいる施設にあっては管理栄養士、栄養士のみがいる施設にあっては栄養士1名の氏名を記入してください。)			従事者数 (人)					
管理栄養士又は栄養士の氏名	免 許 の 種 類	勤務形態	管 理 栄 養 士	栄 養 士	調 理 師	調 理 員	給 食 事 務	そ の 他
	1 管理栄養士 2 栄養士	1 専任 2 兼任	施設側常勤					
			受託側常勤					
食数 (1日当たり平均食数) (食)	朝食		昼食	夕食	その他 ()		合 計	備考
対象者(利用者)の把握 1 有 2 無 (年 月 現在)	性別	~29歳(人)	30~49歳(人)	50~64歳(人)	65~74歳(人)	75歳~(人)		
	男							
	女							

第12号様式（裏）

身体状況の把握		【身長の把握】 1 有 2 無	【体重の把握】 1 有 2 無				
		【体格指数(BMI)】体重(kg) ÷ 身長(m ²) 25以上(肥満) % 18.5未満(やせ) %					
		【疾病状況】1 高血圧症(%) 2 糖尿病(%) 3 脂質異常症(%) 4 その他(: %)					
給食の利用率		% (人／人)					
摺取量の調査 1 有 2 無		【実施回数】(回) 【方法】1 残菜の調査 2 摺食量の調査 3 その他()					
給食形態		1 単一定食()食 2 複数定食()種類()食 3 アラカルト()種類()食 (1カレー 2 麺類 3 丼物 4 その他()) 4 カフェテリア: 主食(品 食) 副食主菜(品 食) 副菜(品 食) その他(品 食)					
給食量の調整		1 有 2 無	食材料費 1人(11食 22食 31日)()円				
平均提供食品量・平均栄養量 1人1日(1朝食 2昼食 3夕食)当たり							
平均提供食品量	食品群 量		栄養素名 エネルギー (kcal) たんぱく質 (g) 脂質 (g) カルシウム (mg) 鉄 (mg) ビタミンA(レチノール当量) (μg) ビタミンB ₁ (mg) ビタミンB ₂ (mg) ビタミンC (mg) 食物繊維 (g) 塩分(食塩相当量) (g) 炭水化物エネルギー比 (%) たんぱく質エネルギー比 (%) 脂質エネルギー比 (%) ****の欄は、記載されている項目以外で算出している栄養素があれば記入してください。				
	穀類	ごはん g					
		パン g					
		麺 g					
	いも及びでんぶん類	g					
	砂糖及び甘味類	g					
	豆類	g					
	野菜類	緑黄色野菜 g					
		その他の野菜 g					
		野菜漬物類 g					
	果実類	g					
	藻類	g					
	魚介類	g					
	肉類	g					
	卵類	g					
	乳類	g					
	油脂類	g					
	菓子類	g					
調理加工食品類	g						
施設側 受託側		健康・栄養情報の提供方法					
栄養教育	個別指導	人	人	1 献立表掲示 2 ポスター 3 リーフレット 4 食卓メモ 5 その他()	栄養成分表示	1 有	2 無
						1 エネルギー 2 たんぱく質 3 脂質 4 食塩相当量 5 その他()	
1 有 2 無	集団指導	回	回	1 有	2 無		
						1 疾病に配慮した献立 2 行事食 3 その他()	非常食糧等の備蓄
テーマ献立の導入 1 有 2 無				1 有	2 無	【献立表】1 有 2 無 【保管場所】1 廚房内 2 防災保管庫 3 その他()	
報告担当者		部門名 職名 氏名 所在地(施設の所在地と異なる場合に記入してください。) 電子メールアドレス 電子メールでの連絡が可能か 1 可 2 不可					

備考 それぞれ該当するところに○印、数字等を記入してください。

附則
この規則は、令和5年1月1日から施行する。

告示

横須賀市告示第229号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次に掲げる者を指定障害福祉サービス事業者として指定しました。

令和4年12月26日

横須賀市長 上地克明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和4年12月1日	ライオンのめがね	横須賀市三春町2丁目5番地	就労継続支援A型	横須賀市吉井二丁目6番5-1012号 合同会社WILLCLIMB 代表社員木村登志晴
同	就労定着支援事業所 ウェルビー横須賀中央駅前センター	横須賀市若松町3丁目14番地10イデアーレ横須賀中央1階	就労定着支援	東京都中央区銀座二丁目3番6号 ウェルビー株式会社 代表取締役 大田誠
同	ハルヒの丘	横須賀市阿部倉3番16号	共同生活援助	鎌倉市由比ガ浜二丁目8番3号 ようたつ株式会社 代表取締役 天野辰哉

横須賀市告示第230号

浦賀コミュニティセンターは、改修工事のため、令和5年3月13日から当分の間、集会室の供用を休止します。

令和4年12月26日

横須賀市長 上地克明

横須賀市告示第231号

鴨居コミュニティセンターは、改修工事のため、令和5年1月16日から同年3月15日までの間、集会室兼体育室の供用を休止します。

令和4年12月26日

横須賀市長 上地克明

横須賀市告示第232号

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第8条第1項の規定により、次のとおり広告物等を保管しました。

保管した広告物等に係る保管広告物等一覧簿は、横須賀市都市部まちなみ景観課において告示の日の翌日から起算して2週間一般の縦覧に供します。

令和4年12月26日

横須賀市長 上地克明

1 広告物等の名称又は種類等

広告物等の名称又は種類	広告物等の数量	広告物等が放置されている場所	除却年月日	保管期間

立看板等	5	鷹取2丁目、湘南鷹取5丁目、三春町5丁目、ハイランド5丁目及び長沢4丁目地内	令和4年11月1日から同月30日まで	告示の日の翌日から起算して2週間
------	---	--	--------------------	------------------

2 保管場所

横須賀市武3丁目22番1号

3 返還を受ける方法

- (1) 返還場所及び返還日時
返還を受けようとするときは、事前に協議の上決定します。

(2) 持参するもの

受領書、当該広告物等の所有者等であることを証明するもの及び印鑑

4 問い合わせ先

横須賀市都市部まちなみ景観課

横須賀市告示第233号

自転車等の放置防止に関する条例（平成3年横須賀市条例第29号）第10条第2項及び第4項並びに第28条第2項の規定に基づき、次のとおり自転車等を保管場所に移動しました。

令和4年12月26日

横須賀市長 上地克明

1 移動年月日等

移動年月日	移動した自転車等の台数		自転車等が放置されていた場所	保管場所
	自転車	原動機付自転車及び普通自動二輪車		
令和4年11月1日から同月30日まで	67	2	追浜駅周辺自転車等放置禁止区域	夏島町自転車等保管所 横須賀市夏島町2番地
同	2	0	京急田浦駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	5	0	汐入駅周辺自転車等放置禁止区域	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町2丁目1番地
同	22	1	横須賀中央駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	2	0	堀ノ内駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	6	1	衣笠駅周辺自転車等放置禁止区域	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町4丁目4番地
同	9	2	北久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域	同

同	1	0	馬堀海岸駅周辺自転車等放置禁止区域	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町2丁目1番地
同	16	2	久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町4丁目4番地
同	23	1	鷹取2丁目、追浜町1丁目、東逸見町3丁目、本町2丁目、小川町、三春町1丁目、佐野町5丁目、公郷町2丁目・3丁目、平作1丁目、森崎1丁目、池田町5丁目、吉井2丁目、小原台、西浦賀3丁目、内川2丁目、長沢1丁目、長井1丁目、林1丁目及び佐島の丘1丁目地内の道路	同
同	0	1	横須賀駅第2自転車等駐車場	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町2丁目1番地
同	1	0	堀ノ内駅自転車等駐車場	同
同	0	1	衣笠駅第1自転車等駐車場	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町4丁目4番地
同	2	0	馬堀海岸駅自転車等駐車場	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町2丁目1番地
同	1	0	YRP野比駅第1自転車等駐車場	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町4丁目4番地

2 保管期間

自転車等を移動した日の翌日から起算して2箇月間

3 返還を受ける方法

(1) 返還場所

返還を受けようとする自転車等の保管場所

(2) 返還日時

月曜日から土曜日までの午前11時から午後7時まで。ただし、国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。

(3) 移動費用

自転車 1台につき 2,500円

原動機付自転車及び普通自動二輪車 1台につき 5,000円

(4) 持参するもの

自転車等のかぎその他当該自転車等の利用者等であるこ

とを証明するもの及び印鑑

4 保管期間経過後の自転車等の措置

保管期間が経過した自転車等は、本市が処分します。

5 問い合わせ先

横須賀市建設部土木計画課

横須賀市告示第234号

道路区域決定及び供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように市道の道路の区域を決定し、及び令和4年12月26日からその供用を開始します。

その関係図面は、横須賀市建設部土木用地課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。

令和4年12月26日

横須賀市長 上地 克明

路線名	起終点	敷地の幅員	延長	重要な経過地
7,781	長井5丁目3041番の1地先から 長井5丁目2930番地先まで	メートル 6.2～15.2	メートル 264.4	
7,782	長井5丁目3031番の3地先から 長井5丁目2921番の2地先まで	メートル 4.5～29.0	メートル 259.5	

横須賀市告示第235号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長井海の手公園ほか1箇所の指定管理者を次のとおり指定しました。

令和4年12月26日

横須賀市長 上地 克明

1 管理を行う施設

都市公園条例（昭和34年横須賀市条例第18号）別表第1に規定する長井海の手公園及び荒崎公園

2 指定管理者

東京都千代田区内幸町1丁目1番1号

エリアマネジメント横須賀共同事業体

代表者 株式会社日比谷花壇

代表取締役 宮島 浩彰

3 指定期間

令和5年4月1日から令和24年3月31日まで

4 管理業務の範囲

- (1) 第1項に掲げる施設のうち有料で使用させるものの使用の許可に関すること。

- (2) 第1項に掲げる施設及び設備の維持管理に関するこ

- (3) その他協定に定める業務

横須賀市告示第236号

猿島公園は、航路の休止のため、令和5年1月10日から同年2月28日までの間、供用を休止します。

令和4年12月26日

横須賀市長 上地 克明

横須賀市告示第237号

久里浜1丁目公園は、令和5年1月10日から供用を再開します。

令和4年12月26日

横須賀市長 上地 克明

公 告

横須賀市公告第213号 (令和4年12月13日)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、債権に係る差押調書謄本の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和4年12月13日

横須賀市長 上地 克明

(別紙略)

横須賀市公告第214号 (令和4年12月13日)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、配当計算書謄本の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和4年12月13日

横須賀市長 上地 克明

(別紙略)

横須賀市公告第215号 (令和4年12月13日)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、公壳通知書の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和4年12月13日

横須賀市長 上地 克明

(別紙略)

横須賀市公告第216号 (令和4年12月13日)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、配当計算書謄本の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和4年12月13日

横須賀市長 上地 克明

(別紙略)

横須賀市公告第217号 (令和4年12月13日)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、配当計算書謄本の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和4年12月13日

横須賀市長 上地 克明

(別紙略)

横須賀市公告第218号 (令和4年12月16日)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、介護保険料納入通知書の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和4年12月16日

横須賀市長 上地 克明

年 度	科 目	備 考
令和4年度	介護保険料納入通知書	10月分及び11月分の納期限は、令和5年1月4日に変更する。

(別紙略)

横須賀市公告第219号 (令和4年12月16日)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、介護保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和4年12月16日

横須賀市長 上地 克明

年 度	科 目	発付年月日
令和4年度	介護保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書	令和4年6月15日

(別紙略)

横須賀市公告第220号 (令和4年12月16日)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和4年12月16日

横須賀市長 上地 克明

年 度	種 别	月 別	発付年月日
令和4年度	介護保険料	8月分 9月分	令和4年10月28日 令和4年10月28日

(別紙略)

横須賀市公告第221号 (令和4年12月16日)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料決定通知書の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和4年12月16日

横須賀市長 上地 克明

年 度	科 目	備 考
令和3年度		10月分の納期限は、令和5年1月4日に変更する。
令和4年度	国民健康保険料決定通知書	10月分及び11月分の納期限は、令和5年1月4日、同月31日、同年2月28日及び同年3月31日に変更する。

(別紙略)

横須賀市公告第222号 (令和4年12月16日)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料変更通知書の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和4年12月16日

横須賀市長 上地 克明

年 度	科 目	備 考
令和4年度	国民健康保険料 変更通知書	減額分
		減額分
		10月分及び11月分の納期限は、令和5年1月4日、同月31日、同年2月28日及び同年3月31日に変更する。

(別紙略)

横須賀市公告第223号(令和4年12月16日)
(掲示済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和4年12月16日

横須賀市長 上地 克明

年 度	種 别	月 別	発付年月日
令和3年度	国民健康保険料	1月分	令和4年2月28日
		2月分	令和4年3月30日
		3月分	令和4年4月28日
令和4年度	国民健康保険料	6月分	令和4年7月29日
		7月分	令和4年8月31日
		8月分	令和4年9月30日
		9月分	令和4年10月28日

(別紙略)

横須賀市公告第224号(令和4年12月16日)
(掲示済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、後期高齢者医療保険料納入通知書の送達ができないので、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和4年12月16日

横須賀市長 上地 克明

年 度	種 别	備 考
令和4年度	後期高齢者医療保険料納入通知書	7月分から11月分までの納期限は、令和5年1月4日に変更する。

(別紙略)

横須賀市公告第225号(令和4年12月16日)
(掲示済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和4年12月16日

横須賀市長 上地 克明

年 度	種 别	月 別	発付年月日
令和4年度	後期高齢者医療保険料	9月分	令和4年10月28日

(別紙略)

横須賀市公告第226号(令和4年12月20日)
(掲示済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、債権に係る差押調査謄本の送達ができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和4年12月20日

横須賀市長 上地 克明

(別紙略)

横須賀市公告第227号

次の自動車臨時運行許可番号標は、亡失したので無効とします。

令和4年12月26日

横須賀市長 上地 克明

記 号 番 号
横浜 横須賀 43-12

横須賀市公告第228号(令和4年12月26日)
(掲示済)

都市緑地法(昭和48年法律第72号)第51条第3項の規定により、次のとおり緑地協定区域隣接地の一部が緑地協定区域となったので、同条第4項において準用する同法第47条第2項の規定により公告します。

令和4年12月26日

横須賀市長 上地 克明

1 緑地協定の名称

湘南国際村(横須賀市地区)低層専用住宅・共同住宅地区
緑地協定

2 緑地協定区域

横須賀市湘南国際村1丁目3209番235ほか(別図の区域)

3 緑地協定区域となった緑地協定区域隣接地の区域

横須賀市湘南国際村1丁目3209番295(別図の区域)

4 緑地協定の縦覧場所

横須賀市建設部自然環境共生課

(別図略)

横須賀市公告第229号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

その農用地利用集積計画は、横須賀市農業委員会事務局において縦覧に供します。

令和4年12月26日

横須賀市長 上地 克明

記の1

1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在

横須賀市林3丁目40番、4041番6、4042番及び4043番

2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名

逗子市山の根3丁目18番16号

天野 春彦

3 利用権を設定する方の住所及び氏名

横須賀市林2丁目10番6号

長瀬 勝

記の2

1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在

横須賀市佐島3丁目1159番1

2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名

横須賀市芦名2丁目1717番地

株式会社バンブーグラス

代表取締役 真中泰行

3 利用権を設定する方の住所及び氏名

横須賀市太田和5丁目557番地の2

田中光枝

横須賀市桜が丘1丁目24番2号

田中和雄

記の3

1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在

横須賀市長坂4丁目1883番1

2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名

横須賀市秋谷2丁目22番23号

藤原信良

3 利用権を設定する方の住所及び氏名

横須賀市長坂4丁目17番1号

廣瀬清

川崎市川崎区池上新町1丁目3番1号

廣瀬光雄

記の4

1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在

横須賀市長井1丁目1545番

2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名

横須賀市長井3丁目22番9号

龍崎智

3 利用権を設定する方の住所及び氏名

横須賀市長井1丁目8番9号

原田喜美雄

記の5

1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在

横須賀市長井2丁目1950番

2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名

横須賀市長井1丁目8番20号

原田直樹

3 利用権を設定する方の住所及び氏名

横須賀市長井2丁目2番14号

石田町子

記の6

1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在

横須賀市長井1丁目1585番

2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名

横須賀市津久井1丁目16番5号

長谷川徹

3 利用権を設定する方の住所及び氏名

横須賀市秋谷5287番地

新倉ケイ子

記の7

1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在

横須賀市長井2丁目1967番

2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名

横須賀市津久井1丁目16番5号

長谷川徹

3 利用権を設定する方の住所及び氏名

横須賀市長井1丁目9番30号

佐野洋子

横須賀市池上3丁目6番B-708号

嘉山節子

記の8

1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在

横須賀市長井1丁目780番、781番及び782番

2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名

三浦市南下浦町上宮田1103番地

鈴木茂徳

3 利用権を設定する方の住所及び氏名

横須賀市長井2丁目8番1号

肥田武義

横須賀市長井2丁目8番1号

肥田みよ

記の9

1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在

横須賀市長井3丁目3133番1

2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名

横須賀市長井3丁目11番1号

久保木大輔

3 利用権を設定する方の住所及び氏名

横須賀市長井3丁目21番14号

嘉山惣一郎

記の10

1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在

横須賀市長井3丁目3166番1

2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名

横須賀市長井3丁目11番1号

久保木大輔

3 利用権を設定する方の住所及び氏名

横須賀市長井3丁目11番3号

嘉山春美

記の11

1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在

横須賀市長井3丁目3135番、3166番2及び3167番2

2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名

横須賀市長井3丁目11番1号

久保木大輔

3 利用権を設定する方の住所及び氏名

横須賀市長井3丁目3番1号

沼田信司

記の12

1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在

横須賀市林5丁目300番

2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名

横須賀市林2丁目12番8号

岩澤健和

3 利用権を設定する方の住所及び氏名

横須賀市林4丁目444番地

岸徹

記の13

1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在

横須賀市林3丁目85番、林5丁目1804番及び1805番

2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名

横須賀市林2丁目15番3号

鈴木秀幸

3 利用権を設定する方の住所及び氏名

横須賀市林4丁目451番地

永野美代子

記の14

1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在

横須賀市林5丁目1668番1

2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名

横須賀市林4丁目5番1号

岩澤清

3 利用権を設定する方の住所及び氏名

横須賀市太田和1丁目43番7号

永野和子

記の15

1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在

横須賀市林5丁目1687番

2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名

横須賀市林4丁目5番1号

岩澤清

3 利用権を設定する方の住所及び氏名

横須賀市林5丁目1番2号

角田武範

横須賀市公告第230号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項及び農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第19条の2第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告します。

その農用地利用集積計画は、横須賀市農業委員会事務局において縦覧に供します。

令和4年12月26日

横須賀市長 上地 克明
記の1

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市林5丁目662番1及び668番1
- 2 農地中間管理機構から利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市長井3丁目6番19-3号
長瀬 崇也
- 3 農地中間管理機構に利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市西逸見町2丁目4番地
安田 さゆり
- 4 農用地等について賃借権の設定等を受け、同時に賃借権の設定等を行う農地中間管理機構の住所及び名称
横浜市中区山下町2番地
公益社団法人神奈川県農業公社
会長 持田 文男

上下水道企業管理規程

横須賀市上下水道企業管理規程第8号

上下水道局公文書管理規程（平成21年横須賀市上下水道企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

令和4年12月26日

横須賀市上下水道事業管理者
横須賀市上下水道局長 長島 洋

第29条に次の1項を加える。

- 4 文書、図画又はフィルム（以下この項において「文書等」という。）の公文書は、法令又は条例、規則その他の規程の規定において文書等により保存することが規定されている文書等である場合、当該公文書を電磁的記録により保存することによって事務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがある場合その他特別の事情がある場合を除き、保存期間が満了する日までの間必要に応じ電磁的記録に変換して保存することができるものとする。

附 則

この規程は、令和5年1月4日から施行する。

横須賀市上下水道企業管理規程第9号

上下水道局公印規程（昭和41年横須賀市水道企業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

令和4年12月26日

横須賀市上下水道事業管理者
横須賀市上下水道局長 長島 洋

別表第1 横須賀市上下水道事業管理者之印式の項中「経営部経営料金課長」を「技術部給排水課長」に改め、同表横須賀市上下水道事業管理者之印參の項中「及び技術部浄水課」を、「技術部浄水課及び技術部下水道管渠課」に改める。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

教育委員会告示

横須賀市教育委員会告示第19号（令和4年12月12日）

横須賀市教育委員会定例会を次のとおり招集します。

令和4年12月12日

横須賀市教育委員会
教育長 新倉 聰

- 1 日時 令和4年12月15日 午後2時
- 2 会議開催の場所 横須賀市役所301会議室

横須賀市教育委員会告示第20号

横須賀市立南図書館は、改修工事のため、令和4年12月27日から当分の間、供用を休止します。

令和4年12月26日

横須賀市教育委員会
教育長 新倉 聰

選挙管理委員会告示

横須賀市選挙管理委員会告示第38号（令和4年12月1日）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する方の総数の50分の1の数は、6,690です。

令和4年12月1日

横須賀市選挙管理委員会
委員長 山口道夫

横須賀市選挙管理委員会告示第39号（令和4年12月1日）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する方の総数の3分の1の数は、111,496です。

令和4年12月1日

横須賀市選挙管理委員会
委員長 山口道夫

横須賀市選挙管理委員会告示第40号（令和4年12月1日）

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する方の総数の6分の1の数は、55,748です。

令和4年12月1日

横須賀市選挙管理委員会
委員長 山口道夫

正 誤

令和4年11月25日付け横須賀市報第1852号15041ページ横須賀市告示第217号中「長坂3丁目5番5号」は「長坂3丁目3番5号」の誤り